

地方税法等の一部改正に伴う市税条例の改正の概要
(平成30年5月31日条例第1号)

平成30年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の規定整備を行いました。改正の概要は以下のとおりです。

1 条例改正の概要

(1) 個人の市民税

ア 基礎控除の見直し（平成33年1月1日から適用）

基礎控除について、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者には基礎控除を適用しないこととする。（第27条関係）

【参考】基礎控除額の見直し

平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げることで控除の振替をする措置、また前年の合計所得金額が2,400万円を超えた場合、基礎控除を遡減・消失させる措置が講じられた。

前年の所得割の納税義務者の合計所得金額	控除額	改正前の控除額
2,400万円以下	43万円	33万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円	
2,450万円超2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	適用なし	

イ 調整控除（注）の見直し（平成33年1月1日から適用）

上記アに伴い、個人の市民税における調整控除について、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者には調整控除を適用しないこととする。（第27条の6関係）

（注）平成19年度の税源移譲に伴い生じる負担増を調整する控除。

ウ 均等割の非課税基準の見直し（平成33年1月1日から適用）

前年の合計所得金額が、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加えた金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に21万円を加えた金額）以下の者については、個人市民税の均等割を課さないこととする。（第17条の3関係）

エ 申告手続の見直し（平成31年1月1日から適用）

公的年金等支払報告書に源泉控除対象配偶者の有無及び所得の見積額が記載され、必要な情報が把握できることとなったことから、年金受給者の配偶者が源泉控除対象配偶者（注1）である場合は、配偶者特別控除（注2）の適用を受けるための申告書の提出を不要とする。（第28条関係）

（注1）合計所得金額が900万円以下である居住者の配偶者でその生計を一にするもののうち、合計所得金額が85万円以下である者をいう。

（注2）本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が38万円超123万円未満の場合に受けられる控除。

(2) 固定資産税及び都市計画税

ア 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の見直し

「わがまち特例」（国の示す割合を参酌して一定の範囲内において特例割合を条例で定める課税標準の特例措置をいう。）が講じられている次の固定資産について、現行の特例割合等が見直されたことを受け、本市で定める特例割合についても次のとおり見直しを行う。（附則第7条関係）

(ア) 公害防止用設備に係る固定資産

対 象 資 産	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に取得された汚水又は廃液処理施設（有害な汚水又は廃液を排出する特定施設等を設置する工場又は事業場にある油水分離装置等）
わがまち特例の内容	固定資産税の課税標準の特例割合を、 $\frac{1}{2}$ を参酌して $\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 以下の範囲内において市町村が条例で定める割合とする。 【参考】現行： $\frac{1}{3}$ を参酌して $\frac{1}{6}$ 以上 $\frac{1}{2}$ 以下の範囲内において市町村が条例で定める割合とする。
本市で定める特例割合 （ 改 正 案 ）	$\frac{1}{2}$ （国の示す参酌割合と同じ） 【参考】現行： $\frac{1}{3}$ （国の示す参酌割合と同じ）

(イ) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産

対 象 資 産	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に取得された再生可能エネルギー発電設備 ①太陽光発電設備、②風力発電設備、③水力発電設備、④地熱発電設備、⑤バイオマス発電設備	
わがまち特例の内容	最初の 3 年度分について、固定資産税の課税標準の特例割合を、次の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。 【参考】現行、最初の 3 年度分について、固定資産税の課税標準の特例割合を、上記①②については $\frac{2}{3}$ を参酌して $\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{5}{6}$ 以下で市町村の条例で定める割合と、上記③④⑤については $\frac{1}{2}$ を参酌して $\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 以下で市町村の条例で定める割合とする。	
	①太陽光発電設備	1,000kw 未満のもの： $\frac{2}{3}$ を参酌して $\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{5}{6}$ 以下 1,000kw 以上のもの： $\frac{3}{4}$ を参酌して $\frac{7}{12}$ 以上 $\frac{11}{12}$ 以下
	②風力発電設備	20kw 以上のもの： $\frac{2}{3}$ を参酌して $\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{5}{6}$ 以下 20kw 未満のもの： $\frac{3}{4}$ を参酌して $\frac{7}{12}$ 以上 $\frac{11}{12}$ 以下
	③水力発電設備	5,000kw 以上のもの： $\frac{2}{3}$ を参酌して $\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{5}{6}$ 以下 5,000kw 未満のもの： $\frac{1}{2}$ を参酌して $\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 以下
	④地熱発電設備	1,000kw 未満のもの： $\frac{2}{3}$ を参酌して $\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{5}{6}$ 以下 1,000kw 以上のもの： $\frac{1}{2}$ を参酌して $\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 以下
	⑤バイオマス発電設備	10,000kw 以上 20,000kw 未満のもの： $\frac{2}{3}$ を参酌して $\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{5}{6}$ 以下 10,000kw 未満のもの： $\frac{1}{2}$ を参酌して $\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 以下 ※20,000kw 以上の設備は特例措置の対象外となる。

本市で定める特例割合 (改正案)	①太陽光発電設備	1,000kw 未満のもの：2/3(国の示す参酌割合と同じ) 1,000kw 以上のもの：3/4(国の示す参酌割合と同じ)
	②風力発電設備	20kw 以上のもの：2/3(国の示す参酌割合と同じ) 20kw 未満のもの：3/4(国の示す参酌割合と同じ)
	③水力発電設備	5,000kw 以上のもの：2/3(国の示す参酌割合と同じ) 5,000kw 未満のもの：1/2(国の示す参酌割合と同じ)
	④地熱発電設備	1,000kw 未満のもの：2/3(国の示す参酌割合と同じ) 1,000kw 以上のもの：1/2(国の示す参酌割合と同じ)
	⑤バイオマス発電設備	10,000kw 以上 20,000kw 未満のもの：2/3(国の示す参酌割合と同じ) 10,000kw 未満のもの：1/2(国の示す参酌割合と同じ)
	【参考】現行：上記①②については 2/3（国の示す参酌割合と同じ），上記③④⑤については 1/2（国の示す参酌割合と同じ）	

イ 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の一部廃止

「わがまち特例」が導入されていた次の課税標準の特例措置が廃止されたことを受け、特例割合の規定を削除する。（附則第7条関係）

(ア) 土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設

対 象 資 産	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに取得された土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設(フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置等)
わがまち特例の内容	固定資産税の課税標準の特例割合について、1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。
本市で定める特例割合 (平成 26 年 5 月市会における改正内容)	1/2（国の示す参酌割合と同じ）

ウ 生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置

中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に、同法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等について、固定資産税の課税標準を当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度間は、その価格に零以上 2 分の 1 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされたことに伴い、中小企業の設備投資を促進し、生産性向上を図るため、当該割合を零とする。（附則第 7 条関係）

エ 固定資産税及び都市計画税の減額

劇場、演芸場、集会場又は公会堂であって主に実演芸術の公演等を行う一定の家屋について、バリアフリー改修を平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に行った場合、当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の3分の1に相当する金額を2年度分減額する。(附則第8条関係)

オ 特定生産緑地の評価方法

指定されてから30年が経過しようとする生産緑地について、市町村長が特定生産緑地に指定できる制度が創設されたことに伴い、特定生産緑地の指定がされた土地については、引き続き、農地として評価を行うこととする。(附則第11条関係)

カ 土地に係る据置年度における下落修正措置の継続(平成31年度及び平成32年度)

地価が下落した土地について、修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合に、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とする。(附則第8条の2、第11条及び第11条の2関係)

キ 据置年度における評価替え

平成31年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、新たに都市計画法に規定する田園住居地域(注)内の市街化区域農地となる事情がある土地については、評価替えを行う。(附則第11条の2関係)

(注) 農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域。

(3) 市たばこ税

ア 市たばこ税の税率引上げ

次に掲げる実施時期において、市たばこ税の税率を、それぞれ次のとおり段階的に引き上げる。(第85条関係) また、平成31年4月1日に予定している紙巻たばこ旧3級品に係る税率の引上げ(注)を延期し、平成31年10月1日から実施する。(平成27年6月5日条例第5号附則第4条関係)

(税率: 円/1,000本)

実施時期等	税率
<一般品>	
現行	5,262
平成30年10月1日	5,692
平成32年10月1日	6,122
平成33年10月1日	6,552
<旧3級品>	
現行	4,000
平成31年10月1日	5,692

(注) 平成27年度税制改正に伴い、平成27年5月市会において条例改正を行ったもの。「紙巻たばこ3級品」とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこ(エコー、わかば等)をいう。

イ 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこの課税方式について、以下の措置を講じる。

(ア) 課税区分の新設(平成30年10月1日から適用)

喫煙用の製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設ける。(第82条関係)

(イ) 製造たばこのみなし規定の整備(平成30年10月1日から適用)

加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（一定の者により売渡しがされたもの等に限る。）を製造たばことみなすこととし、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことする。（第 8 3 条の 2 関係）

(ウ) 紙巻たばこの本数への換算方法の見直し（平成 3 0 年 1 0 月 1 日から適用）

加熱式たばこの課税標準を次のとおり換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。（第 8 4 条関係）

- ・ 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の 0. 4 グラムをもって紙巻たばこの 0. 5 本に換算する。
- ・ 紙巻たばこの一本の金額に相当する金額をもって、加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの 0. 5 本に換算する。

ウ 卸売販売業者等に対する手持品課税の実施（平成 3 0 年 1 0 月 1 日，平成 3 2 年 1 0 月 1 日，平成 3 3 年 1 0 月 1 日の 3 段階で実施）

税率の改正に伴い、旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率の価格で販売することによる不当利得を防止するため、税率の引上げの日前に売渡し等が行われた製造たばこであって国のたばこ税の手持品課税の対象となるものを、同日に販売のために所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、税率の引上げ分に相当するたばこ税を課税（手持品課税）することとする。（改正条例附則第 4 条，第 5 条及び第 6 条関係）

(4) その他

その他必要な規定の整備を行う。

2 施行期日

- (1) 上記 1(3)ア（市たばこ税率を 5, 692 円に改める改正（一級品に限る。）及び平成 2 7 年 6 月 5 日条例第 5 号附則第 4 条の改正に限る。），上記 1(3)イの改正及びウ（改正条例附則第 4 条の改正に限る。）

平成 3 0 年 1 0 月 1 日

- (2) 上記 1(1)エの改正

平成 3 1 年 1 月 1 日

- (3) 上記 1(3)ア（市たばこ税率を 6, 122 円に改める改正に限る。）及び上記 1(3)ウ（改正条例附則第 5 条の改正に限る。）

平成 3 2 年 1 0 月 1 日

- (4) 上記 1(1)ア，イ及びウの改正

平成 3 3 年 1 月 1 日

- (5) 上記 1(3)ア（市たばこ税率を 6, 552 円に改める改正に限る。）及び上記 1(3)ウ（改正条例附則第 6 条の改正に限る。）

平成 3 3 年 1 0 月 1 日

- (6) 上記 1(2)ウの改正

生産性向上特別措置法（平成 3 0 年法律第 2 5 号）附則第 1 条本文に規定する日

- (7) 上記 1(2)ア，イ，エ，オ，カ及びキの改正

公布の日

- (8) 上記 1(4)の改正

公布の日等

(参照)

現行京都市市税条例（抄）

(個人の均等割の非課税)

第17条の3 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、当該年度の初日の属する年の前年(以下この節において「前年」という。)の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有するときは、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(所得割の課税標準等)

第27条 (略)

2 所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第314条の2の規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。

(税額の控除)

第27条の6 所得割の納税義務者については、その者の第27条の3の規定による所得割の額から、法第314条の6の規定により控除すべき金額を控除する。

(以下略)

(市民税の申告等)

第28条 1月1日現在本市の区域内に住所を有する者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

(1) 第28条の4第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この節において「給与」という。)又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等(以下この節において「公的年金等」という。)の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の6第3項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。

(以下略)

(用語の意義)

第82条 市たばこ税(以下この節において「たばこ税」という。)において、製造たばこ、特定販売業者、卸売販売業者、小売販売業者又は小売販売業者の営業所の用語の意義は、それぞれ法第464条各号に定めるところによる。

(たばこ税の課税標準)

第84条 たばこ税の課税標準は、前条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこの本数については、法第467条の定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第85条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

附 則

(固定資産税等の課税標準の特例)

第7条 法附則第15条又は第15条の3の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第42条から第44条まで又は第216条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条又は第15条の3に規定するところによる。この場合において、次の各号に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、当該各号に掲げる割合とする。

- (1) 法附則第15条第2項第1号及び第44項 3分の1
- (2) 法附則第15条第2項第2号及び第3号並びに第32項第2号 2分の1
- (3) 法附則第15条第2項第7号 4分の3
- (4) 法附則第15条第18項本文 5分の3
- (5) 法附則第15条第32項第1号及び第37項 3分の2
- (6) 法附則第15条第39項 5分の4

(固定資産税の減額)

第8条 法附則第15条の6から第15条の10までに規定する固定資産に対して課する固定資産税については、それぞれこれらの規定により減額すべき額をその税額から減額する。この場合において、法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

- 2 前項の規定の適用を受けようとする固定資産税の納税義務者(法附則第15条の7第1項若しくは第2項、第15条の9第1項、第4項、第5項、第9項若しくは第10項、第15条の9の2第1項、第4項若しくは第5項又は第15条の10第1項の適用を受ける者を除く。)は、当該固定資産税の最初の年度の賦課期日後30日以内に、課税に必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(以下略)

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

第8条の2 本市の区域内の自然的及び社会的条件から見て類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、法附則第17条の2第1項に規定する修正価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地で、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第42条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(市街化区域農地に対して課する昭和47年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第11条 昭和47年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地(法附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地(以下「類似宅地」という。)の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格によって定められるべきものとする。

- 2 昭和47年度以降の各年度に係る賦課期日において法附則第19条の2第2項各号に掲げる事情がある土地については、当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第42条第2項から第6項までの規定にかかわらず、法第349条第2項から第6項まで及び法附則第19条の2第2項に定めるところによる。
- 3 平成28年度に係る賦課期日において法附則第19条の2第3項各号に掲げる事情がある土地(次項に規定する土地に該当するに至った場合の当該土地を除く。)に対する附則第8条の2

の規定の適用については、法附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 19 条の 2 第 3 項に定めるところによる。

- 4 平成 29 年度に係る賦課期日において法附則第 19 条の 2 第 4 項各号に掲げる事情がある土地に対する附則第 8 条の 2 の規定の適用については、法附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 19 条の 2 第 4 項に定めるところによる。

京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年 6 月 5 日条例第 5 号）（抄）

附 則

第 4 条 （前略）

- 2 次の各号に掲げる期間内に、改正後の条例第 83 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、改正後の条例第 85 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

（中略）

- (3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 4,000 円

（中略）

- 13 平成 31 年 4 月 1 日前に改正後の条例第 83 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 12 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合にあっては本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合にあっては本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 1,262 円とする。

（以下略）